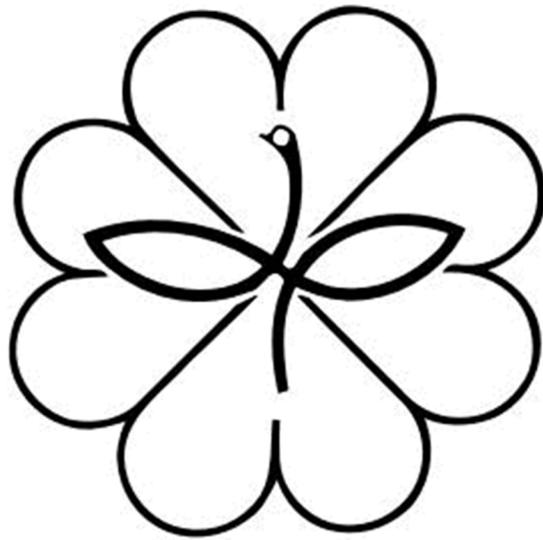


令和元年度（平成31年度）

市町村民児協事務局会議



日 時：令和元年6月28日（金）13時半～

場 所：千葉県社会福祉センター3階会議室

（公財）千葉県民生委員児童委員協議会

目 次

日程表・参加者名簿	……	P 3 ~ 5
1. 講 義 (13:35~14:00)	……	P 7 ~ 8
内容：「事務局へのお願い事項等について」		
2. 事業等説明 (14:00~14:45)	……	P 9~59
(1) 平成31年度事業計画書・事業別日程表について	……	11~19
会長研修・新任研修・事例検討研修開催要領等	……	20~23
平成31年度収支予算書について	……	25~28
(2) 第19回千葉県民生委員児童委員大会について	……	別冊
(3) 民生委員制度創設100周年活動強化方策について	……	29~34
(4) 当協議会からの各種通知・依頼等の文書送付の方法について	……	35
(5) 全国民生委員互助共励事業と県民児協弔慰金について	……	36~57
(6) 一斉改選に伴う諸手続き(予定)について	……	58・59
3. 県・事業説明 (15:05~15:20)	……	P 61~66
「千葉県社会福祉法人地域協議会の設置について」		
4. 千葉地方法務局・事業説明 (15:20~15:30)	……	別冊
「無国籍者問題について ~戸籍がない方をサポートするために~」		
5. その他	……	P 67~89
○都道府県指定都市民児協事務局会議より抜粋	……	69~82
・全民児連平成31年度事業計画		
・災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針(概要版)		
○事前アンケート集計結果	……	83~87
○開催要領	……	88・89

日 程 表

日 時	研 修 内 容
13:00～13:30	受 付
13:30～13:35	開 会／挨 拶
13:35～14:00	講 義 内容:「事務局へのお願い事項等について」 講師:会長 大野 トシ子
14:00～14:45	事業説明 内容:平成31年度事業説明／県大会 全国互助共励事業／県民児協弔慰金／活動保険 説明:県民児協事務局
14:45～14:55	質疑応答
(休 憩)	(休 憩)
15:05～15:20	県・事業説明 内容:「千葉県社会福祉法人地域協議会の設置について」 説明:健康福祉指導課 法人指導班 班長 高柴 由美子 氏
15:20～15:30	千葉地方法務局・事業説明 内容:「無戸籍者問題について ～戸籍がない方をサポートするために～」 説明:千葉地方法務局 戸籍課長 高橋 隆一 氏

※ホームページには参加者名簿は未掲載

※ホームページには参加者名簿は未掲載

【 1 . 講 義 】

「事務局へのお願い事項等について」

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
会 長 大野 トシ子 氏

令和元（平成31）年度

千葉県民生委員児童委員協議会事務局会議

令和元年6月28日

千葉県民生委員児童委員協議会

会長 大野 トシ子

事務局へのお願い事項等について

- ①一斉改選に当たってのお願い
- ②委嘱後の新任研修のあり方
- ③各市町村組織内の単位民児協が唯一法定単位民児協であることのご指導
- ④各単位民児協会長のやらなければならない単位民児協活動記録の集計と活用
- ⑤ほうれんそうの徹底
 - ・県民児協からの依頼文書が各単位民児協会長に知らされていない
例) 指定民児協（全国・県）ほか、全民児連主催の各勉強会への参加依頼等

【2. 事業等説明】

千葉県民生委員児童委員協議会 事務局

平成31年度

事業計画書

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

平成 31 年度事業計画

I 活動方針

今日、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化などを背景に社会や家族の姿は大きく変化しています。孤立した高齢者世帯、貧困など深刻な課題を抱えた家族の増加、保護すべき立場の親からの児童虐待事件の発生等々、地域社会における課題が深刻化、多様化、複雑化しております。

このような状況にあつて、地域の課題に向き合い、常に住民の立場に立って活動する民生委員・児童委員への期待は一層高まっており、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりのため、更なる取り組みを推進していく必要があります。

平成 31 年度は、民生委員・児童委員の一斉改選の年に当たり、新たに民生委員・児童委員として活動を始める方が多数生まれます。そこで、それらの方々の活動を支えるため、従来の研修に加え、実際の活動に役立つ相談技法やメンタルヘルスに関する科目を加えるなど新任研修の拡充を図ります。

また、7 月 18 日には、第 19 回千葉県民生委員児童委員大会を開催し、永年、地域福祉へのご功績のあった方々に感謝の意を表するとともに、今後の民生委員活動のさらなる向上を目指し結束を深めることとしています。

さらに、30 年度リニューアルをしたホームページには、一斉改選後の「あなたの街の民生委員活動」の掲載を目指すなど、民生委員制度や活動の周知を図り、地域の人びとの理解と信頼を得ることに努めます。

大正 6 年、岡山県で誕生した「済世顧問制度」に始った 100 年の歴史を刻んでいるこの民生委員制度を、献身的な活動で支えてきた数多の先達の努力を受け継ぎ、地域福祉が隅々にまで行き届くよう、今後とも民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりと、それを支える単位民児協組織の充実支援に取り組んでまいります。

II 重点施策

- 1 一斉改選に伴う新民生委員・児童委員を始めとする研修・指導事業の充実
- 2 第 19 回千葉県民生委員児童委員大会の開催
- 3 情報の収集・提供体制の推進

Ⅲ 事業計画

活動方針及び重点施策に沿って、次のとおり会務並びに業務を積極的に展開する。

1 公益目的事業【研修の部】

民生（児童）委員資質向上業務受託研修：千葉県 等

(1) 新任民生委員児童委員研修会

- ア 目的 新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に相談支援活動を行う上で必要な基本的知識・技術の習得を目標とした研修を行う。
- イ 時期 年6回（2019年4月12月2020年1月）
- ウ 場所 千葉市内 外
- エ 対象 一斉改選により新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員等

(2) 単位民児協会長研修会

- ア 目的 単位民児協活動をリードする立場の会長に対して、民児協活動を実践するために必要な知識・技術の習熟を通して指導力を高めることを目標とした研修を行う。
- イ 時期 2020年2月予定
- ウ 場所 千葉市内
- エ 対象 単位民児協会長

(3) 事例検討研修会

- ア 目的 中堅の民生委員・児童委員を主対象に、時宜にかなう事例検討及び情報交換をグループワークで行い、一人ひとりが参加・発言できる場を通して民生委員・児童委員としての資質向上につなげ、地域福祉の向上に資する。
- イ 時期 年6回（2019年9月～10月）
- ウ 場所 未定（県内6ヶ所）
- エ 対象 中堅民生委員・児童委員を主対象に、単位民児協当たり2名程度

(4) 主任児童委員研修会

- ア 目的 地域における児童福祉の中核的役割を担うことが求められている主任児童委員に対して、日頃の活動状況の情報交換や討議を通して、知識・技能の習得を目標とした研修を行う。
- イ 時期 2020年1月予定
- ウ 場所 千葉市内
- エ 対象 主任児童委員

自主研修事業

(5) 相談技法研修会

- ア 目的 地域福祉の担い手として住民から様々な相談に応じている民生委員・児童委員の相談技術の向上、対人援助の基本的な知識・技術・態度等についての習得を目指す。
- イ 時期 2020年2月予定（3回）
- ウ 場所 千葉市内
- エ 対象 単位民児協当たり1名

研修派遣

(6) 全国民生委員児童委員連合会主催研修事業

全民児連が主催する下記研修事業等への参加促進に関する支援を行う。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ・全国児童委員研究協議会 | 参加枠：5～6名程度 |
| ・全国主任児童委員研修会 | 参加枠：10名程度 |
| ・民生委員・児童委員のための相談技法研修会 | 参加枠：3名程度 |
| ・民生委員・児童委員リーダー研修会 | 参加枠：3名程度 |
| ・全国民生委員指導者研修会（民生委員大学） | 参加枠：2名程度 |
| ・都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議 | 参加枠：2名以内 |
| ・関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会 | 参加枠：10名程度 |
| ・全国民生委員児童委員大会 | 参加枠：30名程度 |

2 公益目的事業【指導の部】

育成指導

(1) 第19回千葉県民生委員児童委員大会の開催

ア 目的 民生委員児童委員活動の一層の充実・発展を図るとともに、多年にわたり社会福祉の向上に功績のあった民生委員児童委員を表彰するため、第19回千葉県民生委員児童委員大会を開催する。

イ 時期 2019年7月18日(木)

ウ 場所 千葉県文化会館 大ホール

(2) 指定民児協助成事業の推進

ア 目的 市町村及び単位民児協活動の促進を図るため、全社協及び県民児協から活動助成金を交付し、更なる活動のレベルアップ及び新規事業への取り組みを促すことを目的に事業を展開する。また、この助成に伴う合同会議を2019年4月に行う。

イ 事業 (ア) 県民児協指定民児協

松戸市小金南部地区(継続)

(イ) 県民児協モデル育成事業

新規2地区(2019年3月中に選定)

(ウ) 全社協地方共励事業指定民児協

新規2地区(2019年3月中に選定)

※上記(イ、ウ)新規4民児協には、応募事業に関する研修を実施
(本会はコーディネート)

(3) 市町村民児協事務担当者会議の開催

ア 目的 市町村民児協事務担当者を対象に、主要事業に関する事前説明を行う。

イ 時期 2019年6月

ウ 場所 千葉県社会福祉センター

(4) 主任児童委員連絡会の開催

ア 目的 主任児童委員制度について、その役割の明確化や、地域への理解促進を図るための方策について意見交換を行う。また、近年増加している子どもに関する諸課題への検討についても、必要に応じて行うことができるものとする。

イ 時期 年3回程度

ウ 場所 千葉県社会福祉センター

(5) PR／ホームページ関連事業の推進

- ア 目的 リニューアルしたホームページのさらなる内容充実に努める。
一斉改選後の「あなたの街の民生委員活動」の掲載やリーフレット作成・
配付により、民生委員制度、活動の周知を図る。

(6) ちば民児協だよりの発行

- ア 目的 民生委員・児童委員並びに関係機関に対し、広報誌「ちば民児協だより」
を編集委員会の協議を通して発行する。また、編集委員会は年 6 回程度
開催予定
- イ 時期 年 2 回発行予定

3 法人管理運営事業

(1) 理事会・評議員会等の開催

- ア 理事会 5月 事業報告・収支決算の承認等
1月 (1回又は2回)一斉改選に伴う役員の改選
3月 事業計画・収支予算の承認等
- イ 評議員会 5月 事業報告・収支決算の承認等
1月 一斉改選に伴う役員の改選
3月 事業計画・収支予算の承認等
- ウ 監査会 4月 平成 30 年度における業務執行状況及び会計監査
- エ 正副会長会議 年 10 回程度
会務及び業務の執行管理、理事会・評議員会に上程する議案調整
及び課題等に対する処理方針等

(2) 県民児協慶弔事業の運営

- ア 目的 叙勲・褒章受章者への記念品並びに物故者に対する弔慰金の贈呈を行う。
- イ 時期 通年

(3) 全国民生委員互助事業の推進

ア 目的 全社協が主体となって実施する民生委員・児童委員の互助共励事業を通して物故者に弔慰金を、疾病及び被災者に見舞金を、また退任者に対しては慰労金の給付を、間接的に行う。

イ 時期 通年

(4) 会員名簿の整備

ア 目的 一斉改選時に市町村民児協から提供いただく管内会員名簿により、会員名簿を整備する。

イ 時期 2019年12月1日現在の各市町村民児協の会員

<参 考>

◇関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会（神奈川県）

日 程 2019年7月4日（木）・5日（金）

会 場 神奈川県・川崎日航ホテル

◇全国民生委員児童委員大会（福島県）

日 程 2019年10月17日（木）・18日（金）

会 場 福島県・ビッグパレットふくしま 他

2019年度 事業別日程表

(令和元年6月28日現在)

月	正副会長会議/理事・評議員会		研修会/県大会		部会・会議		全民児連/関東/その他	
4	22(月)	第1回正副会長会議 千葉県社会福祉センター 3階会議室	19(金)	新任民生委員児童委員研修会 千葉県社会福祉センター 4階第1会議室	22(月)	指定民児協合同会議 千葉県社会福祉センター 4階第2会議室		
	26(金)	決算監査会 千葉県社会福祉センター 3階会議室						
5	10(金)	第1回理事会 千葉県社会福祉センター内			29(水)	第1回らば民児協だより編集委員会 千葉県社会福祉センター内		
	27(月)	第1回評議員会 千葉県社会福祉センター内						
6	14(金)	第2回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内	14(金)	第19回千葉県民生委員児童委員大会 第2回運営委員会 千葉県社会福祉センター内	12(水)	第1回主任児童委員連絡会 千葉県社会福祉センター内	6(木) 7(金)	都道府県・指定都市民児協事務局会議 全社協会議室
					28(金)	市町村民児協事務担当者会議 千葉県社会福祉センター内		
7	12(金)	第3回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内	18(木)	第19回千葉県民生委員児童委員大会 千葉県文化会館大ホール			4(木) 5(金)	関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 川崎日航ホテル
							7/31(水) 8/1(木)	全国主任児童委員研修会(東日本) 東京ベイ幕張ホール
8							27(火) 28(水)	民生委員・児童委員のための相談技法研修会 新横浜プリンスホテル
9	4(水)	第4回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内	6(金) 12(木) 13(金)	事例検討研修会 船橋市西部公民館 大網白里市保健文化センター 流山市ケアセンター研修室	11(水)	第2回らば民児協だより編集委員会 千葉市内	2(月) ~ 4(水)	民生委員・児童委員リーダー研修会 新横浜プリンスホテル
10	4(金)	第5回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内	3(木) 10(木) 11(金)	事例検討研修会 横芝光町文化会館 君津市生涯学習交流センター 成田市国際文化会館	2(水)	第2回主任児童委員連絡会 千葉県社会福祉センター内	17(木) 18(金)	第88回全国民生委員児童委員大会 福島県ビッグパレットふくしま
11	15(金)	第6回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内					14(木)	千葉県社会福祉大会 千葉県文化会館
12	16(月)	第8回正副会長会議 千葉県社会福祉センター内	12(木) 13(金) 19(木) 20(金)	新任民生委員児童委員研修会 君津市民文化ホール 東総文化会館 船橋市民文化ホール 千葉市民会館	未定	第3回らば民児協だより編集委員会 千葉県社会福祉センター内		

月	正副会長会議/理事・評議員会		研修会/県大会		部会・会議		全民児連/関東/その他					
1	6(月)	第8回正副会長会議	17(金)	新任民生委員児童委員研修会			22(水)	全国児童委員研究協議会				
		千葉県社会福祉センター内		さわやかちば県民プラザ				23(木)	東京ベイ幕張ホール			
	10(金)	第2回理事会	30(木)	単位民児協会会長研修会								
		千葉県社会福祉センター内		三井ガーデンホテル千葉								
27(月)	第2回評議員会(午前)											
	第3回理事会(午後)											千葉県社会福祉センター内
2	20(木)	第9回正副会長会議	5(水)				主任児童委員研修会		未定	第4回ちば民児協だより編集委員会	12(水)	全国民生委員指導者研修会
		千葉県社会福祉センター内					千葉市民会館					千葉県社会福祉センター内
			相談技法研修会									
			21(金)						千葉市内で3回	28(金)		
3	6(金)	第4回理事会										
		千葉県社会福祉センター内										
	25(水)	第3回評議員会										
千葉県社会福祉センター内												

平成 31 年度（令和元年度）千葉県単位民児協会長研修会概要

- 1 趣 旨
民生委員・児童委員個々の活動を支えるため、単位民児協が組織として機能することが重要です。
本研修会は、県内の単位民児協をリードする立場の会長が地域で充実した民児協活動を実践するために必要な知識・技術の習熟を通して指導的能力を高め、地域社会の福祉の向上に資することを目的に開催いたします。
- 2 主 催 千葉県、船橋市、柏市
- 3 実施機関 公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
- 4 日 時 令和 2 年 1 月 30 日（木） 午後 1 時 30 分から
- 5 場 所 三井ガーデンホテル千葉 3 階「平安の間」
- 6 対 象 者 単位民児協会長（328 名）※事務局職員可。
- 7 研修内容 講 義
国際医療福祉大学 医療福祉学部
医療福祉・マネジメント学科
学科長 教授 小林 雅彦 氏

千葉県新任民生委員児童委員研修会（改選後）

1. 開催期日・場所

開催日	会場（定員）	対象市町村
①令和元年（以下、同） 12月12日（木）	君津市民文化ホール 中ホール（502人）	館山市・木更津市・勝浦市 鴨川市・君津市・富津市・袖ヶ浦市・南房総市・大多喜町・鋸南町
② 12月13日（金）	東総文化会館 小ホール（302人）	銚子市・旭市・匝瑳市・香取市 東庄町
③ 12月19日（木）	船橋市民文化ホール （1,000人/1F 661人）	市川市・船橋市・習志野市 八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市 浦安市・白井市
④ 12月20日（金）	千葉市民会館 大ホール （1,001人/うち車椅子5）	茂原市・成田市・佐倉市・東金市 市原市・四街道市・八街市 印西市・富里市・いすみ市 山武市・大網白里市・酒々井町 栄町・神崎町・多古町 九十九里町・芝山町・横芝光町 一宮町・睦沢町・長生村・白子町 長柄町・長南町・御宿町
⑤令和2年 1月17日（金）	さわやかちば県民プラザ ホール（473人）	松戸市・野田市・柏市・流山市

2. 研修内容

ア. 開催時間

12:30～16:00（全体）

イ. 講義内容

講義1 千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野 トシ子

講義2 泉恵造研修企画工房 代表社員 泉 恵造 氏

講義3 アクティヴリッスン 代表 澤村 直樹 氏

3. 対象者

新任民生委員児童委員

平成31年度（令和元年度）事例検討研修会開催要領

1 趣 旨

民生委員・児童委員が地域住民の様々な相談に応じていくため、社会福祉に関する制度の基本的な知識や相談援助技術等、新たに習得すべき事項は多岐にわたっています。

本研修は、今回、事例の検討及び県内民児協の情報交換に、出席する委員一人ひとりが参加・発言することを通して、民生委員・児童委員の資質向上を図り、地域社会の福祉の向上に資することを目的に開催いたします。

2 主 催

千葉県、船橋市、柏市

3 実施機関

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

4 期日・会場・対象者数

期 日	会 場	対象者数
9月 6日（金）	船橋市西部公民館・講堂	130
9月12日（木）	大網白里市保健文化センター・ホール	94
9月13日（金）	流山市地域福祉センター（ケアセンター）研修室	126
10月 3日（木）	横芝光町文化会館・集会室	92
10月10日（木）	君津市生涯学習交流センター・多目的ホール	108
10月11日（金）	成田国際文化会館・小ホール	106

5 対象者

民生委員・児童委員（但し、二期目以上の者を主とするが、新任等も可。
また、各単位民児協あたり2名を目安とし、市内で調整可）

6 日 程

受 付（12：30～13：00）

開 会（13：00）

民生委員児童委員信条・児童憲章前文（唱和）

挨 拶 千葉県民生委員児童委員協議会会長

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

講義・演習 テーマ1「新任委員を迎える環境づくり」（仮）

テーマ2「地域における子育て支援と児童委員活動」（仮）

順天堂大学 スポーツ健康科学部

先任准教授 松山 毅 氏

閉 会（16：00）

平成31年度（令和元年度）事例検討研修会 市町村別対象者数

No.	期 日	会 場	市町村対象者数		
1	令和元年 9月6日 (金)	船橋市 西部公民館 講堂	市川市	36	130
			船橋市	48	
			習志野市	24	
			鎌ヶ谷市	12	
			浦安市	10	
9月12日 (木)	大網白里市 保健文化センター ホール	茂原市	20	94	
		東金市	18		
		勝浦市	8		
		市原市	6		
		いすみ市	6		
		山武市	8		
		大網白里市	10		
		九十九里町	2		
		一宮町	2		
		睦沢町	2		
		長生村	2		
		白子町	2		
		長柄町	2		
		長南町	2		
		大多喜町	2		
御宿町	2				
2	9月13日 (金)	流山市地域福祉 センター (ケアセンター) 研修室	松戸市	36	126
			野田市	16	
			柏市	44	
			流山市	16	
			我孫子市	14	

No.	期 日	会 場	市町村対象者数				
10月3日 (木)	横芝光町文化 会館 集会室	銚子市	24	92			
		旭市	18				
		匝瑳市	12				
		香取市	28				
		神崎町	2				
		多古町	2				
		東庄町	2				
		芝山町	2				
		横芝光町	2				
		10月10日 (木)	君津市 生涯学習交流 センター 多目的ホール		館山市	10	108
木更津市	30						
市原市	16						
鴨川市	8						
君津市	16						
富津市	6						
袖ヶ浦市	6						
南房総市	14						
鋸南町	2						
10月11日 (金)	成田国際文化 会館 小ホール			成田市	20	106	
				佐倉市	16		
				八千代市	20		
		四街道市	12				
		八街市	6				
		印西市	14				
		白井市	8				
		富里市	6				
酒々井町	2						
栄町	2						
計			656	656			

平成31年度

収支予算書

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

収支予算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

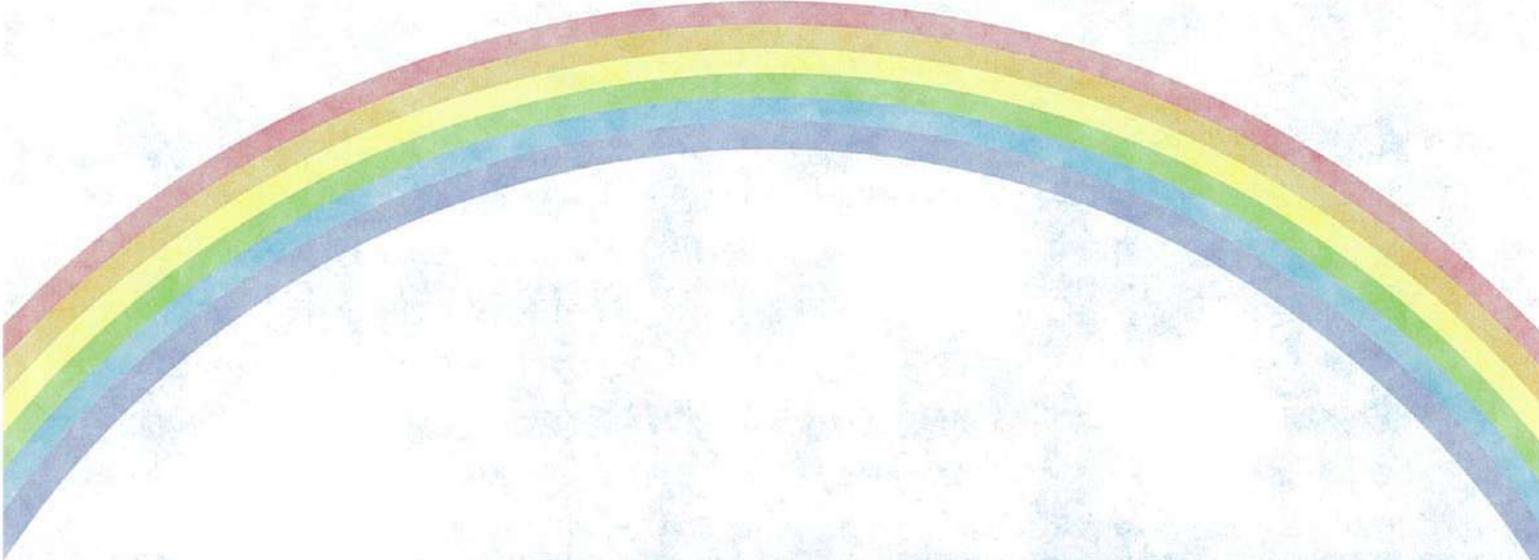
公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	21,000	2,000	23,000	23,000	0
基本財産受取利息	21,000	2,000	23,000	23,000	0
基本財産受取利息	21,000	2,000	23,000	23,000	0
特定資産運用益	2,000	1,000	3,000	3,000	0
特定資産運用益	2,000	1,000	3,000	3,000	0
特定資産運用益	2,000	1,000	3,000	3,000	0
受取会費	20,764,000	11,760,000	32,524,000	32,366,000	158,000
会員受取会費	20,764,000	11,760,000	32,524,000	32,366,000	158,000
会員受取会費	20,764,000	11,760,000	32,524,000	32,366,000	158,000
受取補助金等	9,120,000	2,576,000	11,696,000	11,026,000	670,000
受取千葉県補助金	4,723,000	1,576,000	6,299,000	5,843,000	456,000
受取千葉県補助金	4,323,000	1,576,000	5,899,000	5,843,000	56,000
民生委員大会受取千葉県補助金	400,000	0	400,000	0	400,000
受取民間補助金振替額	100,000	0	100,000	0	100,000
民生委員大会受取民間補助金	100,000	0	100,000	0	100,000
受取全民児連助成金	2,197,000	1,000,000	3,197,000	3,183,000	14,000
地方共励事業事務費	1,217,000	1,000,000	2,217,000	2,206,000	11,000
地方共励事業費	854,000	0	854,000	851,000	3,000
指定民児協育成費	126,000	0	126,000	126,000	0
受取県社協助成金	100,000	0	100,000	0	100,000
民生委員大会受取県社協助成金	100,000	0	100,000	0	100,000
受取共同募金助成金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0
受取共同募金助成金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0
受取受託金	6,807,000	1,036,000	7,843,000	7,843,000	0
受取千葉県受託金	6,064,000	1,036,000	7,100,000	7,100,000	0
受取千葉県受託金	6,064,000	1,036,000	7,100,000	7,100,000	0
受取市受託金	743,000	0	743,000	743,000	0
受取船橋市受託金	421,000	0	421,000	421,000	0
受取柏市受託金	322,000	0	322,000	322,000	0
受取負担金	3,381,000	0	3,381,000	4,921,000	△ 1,540,000
受取負担金	3,381,000	0	3,381,000	4,921,000	△ 1,540,000
受取負担金	3,381,000	0	3,381,000	4,921,000	△ 1,540,000
雑収益	0	8,000	8,000	8,000	0
受取利息	0	8,000	8,000	8,000	0
受取利息	0	8,000	8,000	8,000	0
経常収益計	40,095,000	15,383,000	55,478,000	56,190,000	△ 712,000
(2) 経常費用					
事業費	42,064,000	0	42,064,000	40,608,000	1,456,000
給料手当	16,063,000	0	16,063,000	17,258,000	△ 1,195,000
2号給料	10,627,000	0	10,627,000	10,987,000	△ 360,000
2号手当	5,436,000	0	5,436,000	6,271,000	△ 835,000
退職給付費用	979,000	0	979,000	972,000	7,000
2号退職手当金引当金繰入金	979,000	0	979,000	972,000	7,000
福利厚生費	2,750,000	0	2,750,000	2,736,000	14,000
2号共済費	2,750,000	0	2,750,000	2,736,000	14,000
臨時雇賃金	150,000	0	150,000	0	150,000
民生委員大会臨時雇賃金	150,000	0	150,000	0	150,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	前年度予算額	増 減
会議費	3,392,000	0	3,392,000	4,822,000	△ 1,430,000
会議費	61,000	0	61,000	62,000	△ 1,000
県民児協研修会会議費	41,000	0	41,000	60,000	△ 19,000
全国大会参加者諸費	3,200,000	0	3,200,000	4,700,000	△ 1,500,000
民生委員大会会議費	90,000	0	90,000	0	90,000
旅費交通費	767,000	0	767,000	993,000	△ 226,000
部会員会議旅費交通費	233,000	0	233,000	255,000	△ 22,000
県民児協研修会旅費交通費	145,000	0	145,000	391,000	△ 246,000
全国研修派遣旅費交通費	106,000	0	106,000	193,000	△ 87,000
育成指導旅費交通費	76,000	0	76,000	84,000	△ 8,000
民生委員大会旅費交通費	207,000	0	207,000	70,000	137,000
通信運搬費	1,459,000	0	1,459,000	1,304,000	155,000
通信運搬費	156,000	0	156,000	156,000	0
民生委員大会通信運搬費	103,000	0	103,000	0	103,000
2号通信運搬費	1,200,000	0	1,200,000	1,148,000	52,000
減価償却費	291,000	0	291,000	291,000	0
2号減価償却費	291,000	0	291,000	291,000	0
消耗什器備品費	455,000	0	455,000	91,000	364,000
2号消耗什器備品費	455,000	0	455,000	91,000	364,000
消耗品費	1,245,000	0	1,245,000	612,000	633,000
民生委員大会消耗品費	705,000	0	705,000	0	705,000
2号消耗品費	540,000	0	540,000	612,000	△ 72,000
修繕費	1,239,000	0	1,239,000	1,260,000	△ 21,000
2号修繕費	1,239,000	0	1,239,000	1,260,000	△ 21,000
印刷製本費	5,880,000	0	5,880,000	3,587,000	2,293,000
印刷製本費	2,060,000	0	2,060,000	1,492,000	568,000
会報印刷製本費	964,000	0	964,000	964,000	0
研修会資料印刷製本費	2,158,000	0	2,158,000	1,040,000	1,118,000
民生委員大会印刷製本費	607,000	0	607,000	0	607,000
2号印刷製本費	91,000	0	91,000	91,000	0
燃料費	55,000	0	55,000	54,000	1,000
2号燃料費	55,000	0	55,000	54,000	1,000
賃借料	2,535,000	0	2,535,000	2,755,000	△ 220,000
会場賃借料	1,077,000	0	1,077,000	1,215,000	△ 138,000
民生委員大会賃借料	70,000	0	70,000	152,000	△ 82,000
2号賃借料	1,388,000	0	1,388,000	1,388,000	0
保険料	100,000	0	100,000	52,000	48,000
民生委員大会保険料	48,000	0	48,000	0	48,000
2号保険料	52,000	0	52,000	52,000	0
諸謝金	2,266,000	0	2,266,000	1,655,000	611,000
諸謝金	2,016,000	0	2,016,000	1,655,000	361,000
民生委員大会諸謝金	250,000	0	250,000	0	250,000
支払負担金	972,000	0	972,000	1,007,000	△ 35,000
全民児連関係負担金	972,000	0	972,000	1,007,000	△ 35,000
支払助成金	500,000	0	500,000	500,000	0
県民児協助成金	500,000	0	500,000	500,000	0
雑費	455,000	0	455,000	455,000	0
その他雑費	455,000	0	455,000	455,000	0
役務費	511,000	0	511,000	204,000	307,000
民生委員大会役務費	170,000	0	170,000	0	170,000
2号役務費	341,000	0	341,000	204,000	137,000
管理費	0	15,383,000	15,383,000	15,582,000	△ 199,000
給料手当	0	6,247,000	6,247,000	6,712,000	△ 465,000
2号給料	0	4,133,000	4,133,000	4,273,000	△ 140,000
2号手当	0	2,114,000	2,114,000	2,439,000	△ 325,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	前年度予算額	増 減
退職給付費用	0	381,000	381,000	378,000	3,000
2号退職手当引当金繰入金	0	381,000	381,000	378,000	3,000
福利厚生費	0	1,510,000	1,510,000	1,504,000	6,000
2号共済費	0	1,070,000	1,070,000	1,064,000	6,000
慶弔費	0	440,000	440,000	440,000	0
会議費	0	94,000	94,000	71,000	23,000
会議費	0	94,000	94,000	71,000	23,000
旅費交通費	0	863,000	863,000	696,000	167,000
職員旅費交通費	0	30,000	30,000	30,000	0
役員旅費交通費	0	833,000	833,000	666,000	167,000
通信運搬費	0	118,000	118,000	114,000	4,000
2号通信運搬費	0	118,000	118,000	114,000	4,000
減価償却費	0	29,000	29,000	29,000	0
2号減価償却費	0	29,000	29,000	29,000	0
消耗什器備品費	0	45,000	45,000	9,000	36,000
2号消耗什器備品費	0	45,000	45,000	9,000	36,000
消耗品費	0	54,000	54,000	60,000	△ 6,000
2号消耗品費	0	54,000	54,000	60,000	△ 6,000
修繕費	0	123,000	123,000	124,000	△ 1,000
2号修繕費	0	123,000	123,000	124,000	△ 1,000
印刷製本費	0	9,000	9,000	9,000	0
2号印刷製本費	0	9,000	9,000	9,000	0
燃料費	0	5,000	5,000	6,000	△ 1,000
2号燃料費	0	5,000	5,000	6,000	△ 1,000
賃借料	0	137,000	137,000	137,000	0
2号賃借料	0	137,000	137,000	137,000	0
保険料	0	5,000	5,000	5,000	0
2号保険料	0	5,000	5,000	5,000	0
租税公課	0	76,000	76,000	76,000	0
租税公課	0	76,000	76,000	76,000	0
支払負担金	0	5,447,000	5,447,000	5,425,000	22,000
支払負担金	0	5,447,000	5,447,000	5,425,000	22,000
委託費	0	162,000	162,000	162,000	0
委託費	0	162,000	162,000	162,000	0
雑費	0	45,000	45,000	45,000	0
その他雑費	0	45,000	45,000	45,000	0
役務費	0	33,000	33,000	20,000	13,000
2号役務費	0	33,000	33,000	20,000	13,000
経常費用計	42,064,000	15,383,000	57,447,000	56,190,000	1,257,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000	0	△ 1,969,000
一般正味財産期首残高	36,875,283	50,094,097	86,969,380	85,375,573	1,593,807
一般正味財産期末残高	34,906,283	50,094,097	85,000,380	85,375,573	△ 375,193
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	44,000,000	44,000,000	44,000,000	0
指定正味財産期末残高	0	44,000,000	44,000,000	44,000,000	0
III 正味財産期末残高	34,906,283	94,094,097	129,000,380	129,375,573	△ 375,193



民生委員制度創設100周年活動強化方策
推進の手引き
～「地域版 活動強化方策」の作成に向けて



支えあう 住みよい社会 地域から

平成30年9月
全国民生委員児童委員連合会

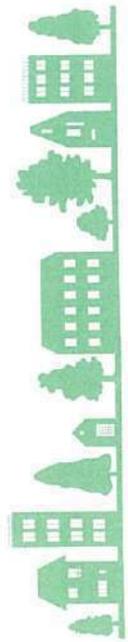
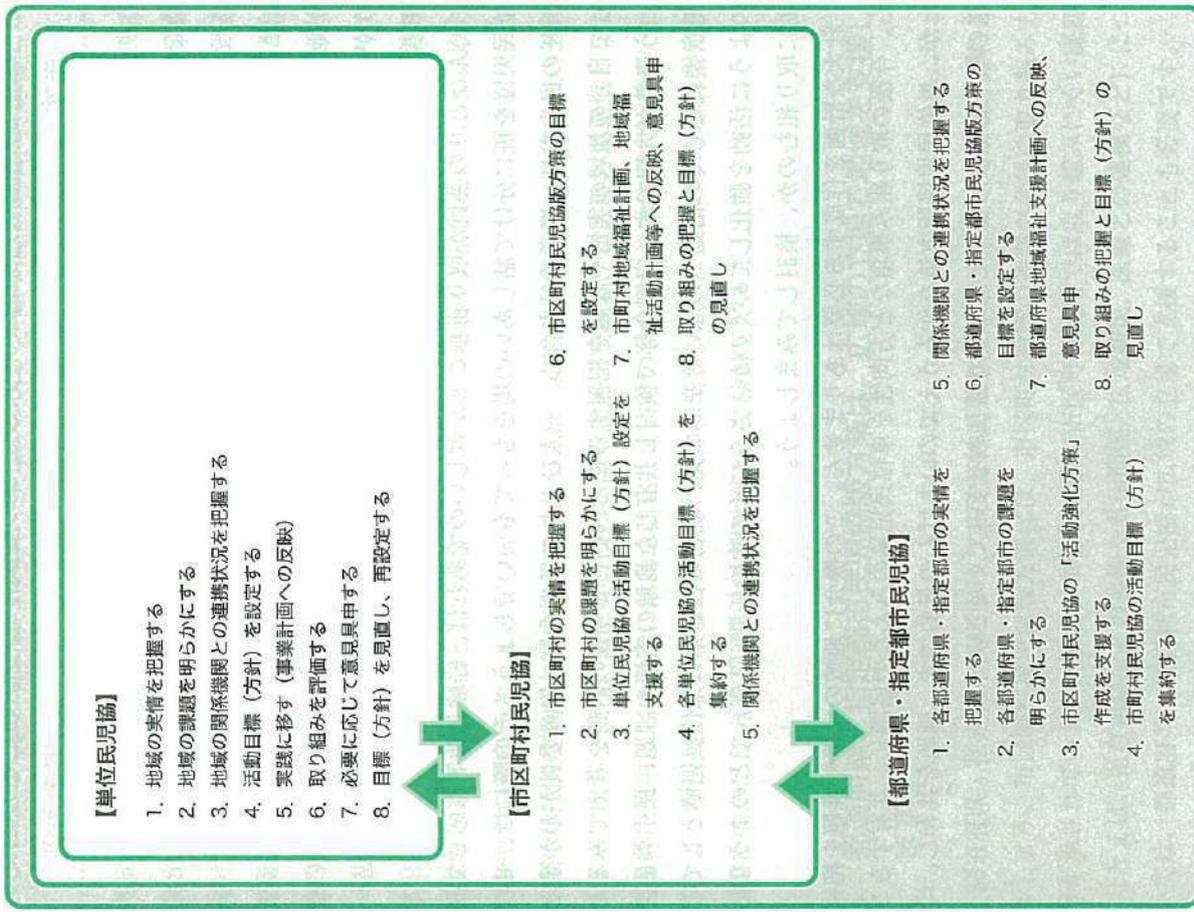
1. ボトムアップで「活動強化方策」を作成します

全児連では「地域版 活動強化方策」の作成について、「単位民児協」「市区町村民児協」「都道府県・指定都市民児協」の3段階で活動強化方策をそれぞれ検討し、相互に連携しながら取り組みをすすめることとしています。

単位民児協では、地域の実情や課題を反映して「単位民児協版 活動強化方策」（以下、単位民児協版方策）を作成する、市区町村では、単位民児協で作成した単位民児協版方策をふまえ、市区町村の実情や課題を反映して「市区町村民児協版 活動強化方策」（以下、市区町村民児協版方策）を作成する、都道府県・指定都市民児協では市区町村民児協版方策を集約し「都道府県・指定都市民児協版 活動強化方策」（以下、都道府県・指定都市民児協版方策）を作成する、という流れでボトムアップしていきます（関係図は図1参照）。

したがって、取り組みをすすめるにあたっては、市区町村民児協は単位民児協版方策の作成を支援し、都道府県・指定都市民児協は、市区町村民児協に対し、市区町村民児協が行う単位民児協への支援も含め、市区町村民児協版方策の作成を支援していくという相互の連携が大切です。

図1 段階別「活動強化方策」関係図



1-1-1 私の地域の「良い」ところ

1-1-2 私の地域の「課題」

1-1-3 理想の地域像

1-1-4 民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

3 地域の関係機関・団体の名称と電話番号を記入しましょう。

関係機関・団体	名称	電話番号
①市・区役所、町村役場の高齢者担当部		
②市・区役所、町村役場の子ども・子育て家庭担当部		
③市・区役所、町村役場の障害児者担当部		
④市・区役所、町村役場の生活保護担当部		
⑤市・区役所、町村役場の教育委員会		
⑥生活困窮者自立支援機関		
⑦地域包括支援センター		
⑧障害者相談支援事業所		
⑨地域子育て支援センター		
⑩市区町村社会福祉協議会		
⑪保健所 (都道府県組織)・保健センター (市町村組織)		
⑫児童相談所 (都道府県組織)		
⑬福祉事務所 (都道府県組織、町村の場合)		
⑭精神保健福祉センター (都道府県組織)		
⑮発達障害者支援センター (都道府県組織等)		
⑯ハローワーク (国組織)		
⑰介護事業所		
⑱障害者福祉サービス事業所		
⑲保育所・幼稚園・認定こども園		
⑳小学校		
㉑中学校		
㉒地域子育てひろば		
㉓地域若者サポートステーション		
㉔医療機関 (病院・診療所など)		
㉕警察署		
㉖消防署		
㉗自治会・町内会		
㉘		
㉙		
㉚		
㉛		
㉜		

2 地域の状況について記入してみましょう。

項目	私の担当区域の状況	私が所属する単任民児協がある地域の状況
①人口	人	人
②世帯数	世帯	世帯
③生活保護受給世帯	世帯	世帯
④高齢者数 (高齢化率)	人 (%)	人 (%)
⑤ひとり暮らし高齢者数	人	人
⑥要介護認定者数	人	人
⑦児童数 (18歳未満)	人	人
⑧ひとり親世帯	世帯	世帯
⑨障害児者	人	人
⑩避難行動要支援者	人	人

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

項目	現状	取り組むこと	進捗率
①ひとり暮らし高齢者			
②認知症高齢者			
③身体障がい者 (手帳所持者に限らない)			
④知的・精神・発達障がい (手帳所持者に限らない)			
⑤生活保護受給世帯			
⑥外国籍住民			
⑦刑余者 (刑務所等からの出所者), 逮捕歴のある人			
⑧児童虐待			
⑨不登校			
⑩ひとり親世帯			
⑪非行			
⑫災害被災地からの避難者			
⑬ゴミ屋敷			
⑭親の年金頼みで子が無職 (いわゆる 8050)			
⑮近隣住民とトラブルが生じている世帯			
⑯住まい不安定 (立ち退き等)			
⑰ひきこもり			
⑱ヤングケアラー (18歳未満の介護者など)			
⑲ダブルケア (育児と介護が同時進行)			
⑳その他 ()			

[] 民児協 [氏名]

※わかっているところから記入してください。今後の取り組みは予定している具体的な活動だけでなく、実践してみたい内容やアイデアなどを箇条書きにしたり抽象的な書き方もかまいません。

100 児童活動強化方策・児童委員活動の重点項目	今後、取り組んでいくこと
<p>重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために</p>	
<p>今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けることができないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。</p>	
<p>誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。</p>	
<p>民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょう</p>	
<p>①自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化</p>	
<p>②「一歩運動」[挨拶運動]などを通じたつながりの強化</p>	
<p>③住民同士が支え合える仕組みづくりの協力</p>	
<p>④子育てを応援する地域づくりの推進</p>	
<p>(児童) 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 児童委員、主任児童委員として日頃から学校行事などへの参加や登下校時の見守りなどを通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待される。また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることも期待されている。 	
<p>(児童) 重点2 子育てを応援する地域づくりを進める</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> • 率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を造やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。 	

重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求め「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行っていきましょう。

- ①積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- ②出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- ③住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化
- ④社会福祉協議会との一層の連携・強化
- ⑤社会福祉法人・福祉施設との積極的な連携
- ⑥共同募金への協力と民児協活動での活用

(原簿) 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- 課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- 日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

制度創設100周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により一人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

- ①単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- ②都道府県・指定都市民児協による委員支援
- ③民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- ④地域住民への積極的PR活動

(原簿) 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- 児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組み。
- 内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員、主任児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

事務連絡
令和元年6月28日

各市町村民生委員児童委員協議会 事務局 様

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
事務局

当協議会からの各種通知・依頼等の文書送付方法について

平素は、当協議会の運営及び民生委員児童委員活動の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、昨年度末、当協議会のホームページをリニューアルしたことに伴い、各種通知・依頼等の文書送付はメール・ホームページ掲載、郵送の3とおりの方法で実施しているところです。

今後予想される消費税アップに伴う郵送料の上昇や発送事務効率化の観点から、郵送による文書送付を取りやめ、メールとホームページ掲載の2とおりの方法に改めますのでご理解くださるようお願いいたします。

なお、理事会・評議会資料等大部資料の送付については、引き続き郵送にて送付いたします。また、民生委員児童委員あての通知等については、郵送にて送付いたします。

おって、メールとホームページ掲載の2とおりの通知で不都合が生じる市町村民児協におかれましては、引き続き郵送にての発送もいたしますので、その旨、下記連絡先へお知らせください。

【連絡先】

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会（担当：黒岩）
〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター内
TEL：043-246-6011 FAX：043-248-0084
e-mail：info@chiba-minkyō.or.jp

全国互助共励事業と県民児協弔慰金について

I. 全国互助共励事業

1. 概要

本事業は、全国社会福祉協議会（民生部）を実施主体とし、下記（１）・（２）の事業を行っている。

（１）互助事業

会員の死亡や傷病等に対する弔意や見舞い、退任慰労に関すること

（２）共励事業

各種助成事業や、広報誌「ひろば」等の民生委員・児童委員活動に資する資料の作成・配付

2. 運営会費

例年、本会より、各市町村民児協に対して、年度初めに４月１日現在の実数を調査。その調査結果を全民児連に報告するとあわせて、市町村民児協に年会費（実数×１，９００円）を請求し、全民児連へ全額一括納入している。

（年会費） 委員１人当たり、年１，９００円

（対象者数）各年度の４月１日現在の実数

※年度の途中で、委員の変更があった場合、前任者同様に後任者も会員。会費の追加徴収はない。

※年度の途中で、欠員補充があった場合でも、会員とみなされ、会費の追加徴収はない。

Ⅱ. 全国互助事業

会員の死亡や傷病、退任等が発生した場合の申請手続きや給付額等は「全国民生委員互助共励事業 運営要綱」に基づく。

1. 互助事業の概要

互助事業は、下記①・②に大別される。

- ①「公務関係」… 民生委員活動中のケガ及び死亡等
- ②「一般給付」… 委員活動に係わらず、病気やケガ、死亡（配偶者含む）、被災等

2. 給付の決定

(1) 「公務関係」は、申請後、全社協の公務審査会（年4回）で審査のうえ、給付の可否や給付額を決定。

また、「公務傷害」についての支給基準は以下のとおり。

「公務傷病見舞」は、原則30,000円とする。ただし、以下の場合には下記金額を加算する。

- ①5日以上入院を伴った場合：20,000円を加算
- ②重度の後遺症がある場合（身体欠損・寝たきり等、恒久的な機能障害がある場合：100,000円を加算
（①の入院分も加え150,000円）
- ③継続的に日常生活に支障を及ぼすような障がいが残った場合：100,000円を下回る範囲内で加算できる。

(2) 「一般給付」は、都道府県民児協等に審査及び決定が委任されていることから、本会で審査及び決定後、全民児連へ申請。

3. 申請の際の留意点

3-1. 公務関係・一般給付（共通）申請の際の留意点

（1）給付対象は、「民生委員・児童委員、主任児童委員」であること

- ①傷病または疾病等の理由で退任される場合
退任する前に該当する（傷病または疾病等の）申請を先に行う。その後、申請月を分けて、（後の月に）退任慰労の申請をする。
- ②長期療養のまま退任されるなど、特段の事情がある場合
公務傷害・公務疾病の見舞金申請については、運用上、退任日から30日以内の申請であればできるものとされている。このようなケースの場合は、事前に本会までお問い合わせください。
- ③一斉改選で退任される委員について
委嘱中に申請の手続きを行うこと。委嘱中に申請することが難しい場合には本会にご相談ください。※退任慰労以外

（2）申請は、事故発生後1年以内

「公務関係」及び「一般給付」ともに、事故発生後、1年以内の申請のみを給付対象とする（1年以上は、遅延理由書があっても対象外）。なお、「1年以内」とは、事由発生から全社協に申請書類が到着するまでの期間とする。※後出の「4. 申請の流れ」を参照。

3-2. 「公務関係」申請の際の留意事項

（1）公務傷害見舞金の申請について

- ①申請の時期
・重度の後遺障がいや長期入院を伴わない場合は、事故発生後、治療中であっても、できる限り早くご申請ください。

- ・重度の後遺障がいや長期入院を伴う場合は、治療期間が181日を超えた時点で速やかにご申請ください。

②医師の診断書について

- ・申請時に添付いただく「医師の診断書（原本）」は、受傷後1か月以内に取得するようにしてください（事故発生から時間が経過すると、負傷理由等を正確に確認することが困難になるため）
※公務疾病も同様の理由から発症後1か月以内に診断書を取得するようにお願いします。
- ・公務申請とあわせて、「民生委員・児童委員活動保険」にて10万以上の保険請求を行う場合は、保険会社の書式による診断書を取る必要があるため、この場合は（全国互助事業の公務申請については）保険会社の書式による診断書のコピーを添付してもよい。

③その他留意事項

自宅及び自己所有地における負傷に対する公務傷害見舞金については、下記のとおり。

- ・公務傷害見舞金においては、自宅および自己所有地（畑、店舗、事務所等）での負傷は日常生活との区別が難しく、公務中であったことの確認が困難なため、対象外とする。（借地・借家等の占有物件の場合も含む）。
- ・ただし、委員の自宅および自己所有建物において、民児協の会合（定例会等）を実施していたことが客観的に証明できる場合は対象とする。
※本取扱いについては、民生委員・児童委員活動保険においても同様。

④一斉改選で退任される委員について

全民児連第3回公務審査委員会までに申請のこと。
申請書類の本会提出締め切りは10月中旬を予定。

締め切り日（10月中旬）を過ぎてから申請が発生する場合や、申請以降に事案が発生した場合には、本会までご相談ください。

3-3. 「一般給付」申請の際の留意事項

(1) 一般傷病見舞金の申請について

傷病等の長期化が見込まれる場合などで、完治以前に申請される場合、全治期間は「発生日～完治見込日」ではなく、「発生日～治療中」等とする。なお、「2か月未満」と「2か月以上」の対象期間は下記のとおり。

- 一般傷病見舞金で、
- 「2か月未満」の対象となるのは、全治期間が31日～60日
 - 「2か月以上」の対象となるのは、全治期間が61日以上

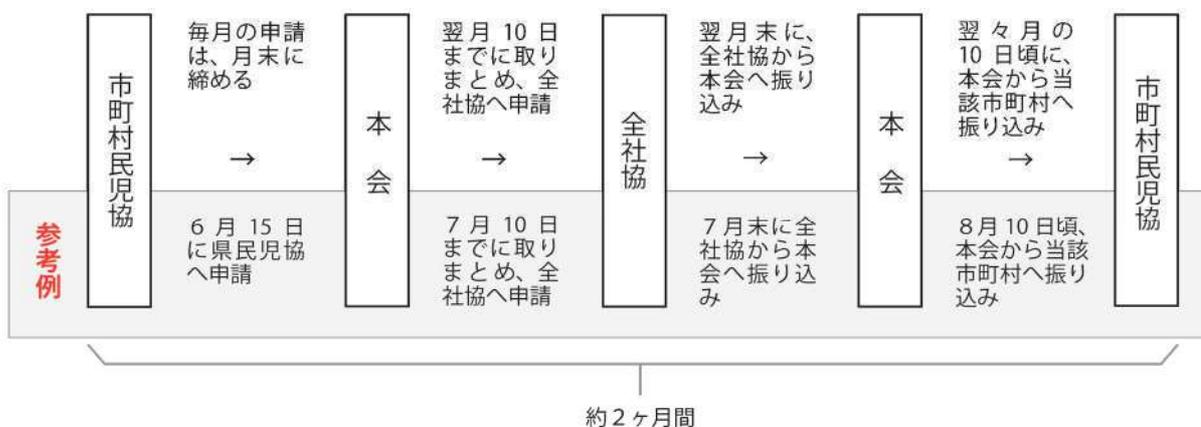
※自宅療養期間も含む

※同一事由によるものは1回のみ申請可。

※一斉改選により退任する委員については、公務給付と同様、委嘱中に申請の手続きを行うこと。委嘱中に申請することが難しい場合、当会までご相談ください。なお、傷病見舞（一般給付）は、1ヶ月（31日）以上の療養を必要とした傷病が対象であるため、退任される委員の本年11月1日以降に発生した傷病は給付対象外となる。

4. 申請の流れ（一斉改選に伴う退任慰労以外）

「一般給付」に関する申請から給付までの流れは、下図のとおり。



※本会から当該市町村への振り込みについては、個人口座の指定はできません。

5. 一斉改選による退任慰労金の申請について

「全民児連 永年勤続退任民生委員・児童委員表彰」（在任期間通算15年以上で、令和元年11月30日をもって退任する委員）の推薦と『一斉改選に伴う「全国互助共励事業 退任慰労給付金」』の申請が一体的に作成できる様式を全民児連にて作成予定。

※「一斉改選に伴う諸手続き（予定）について」参照。

Ⅲ. 県民児協弔慰金の概要

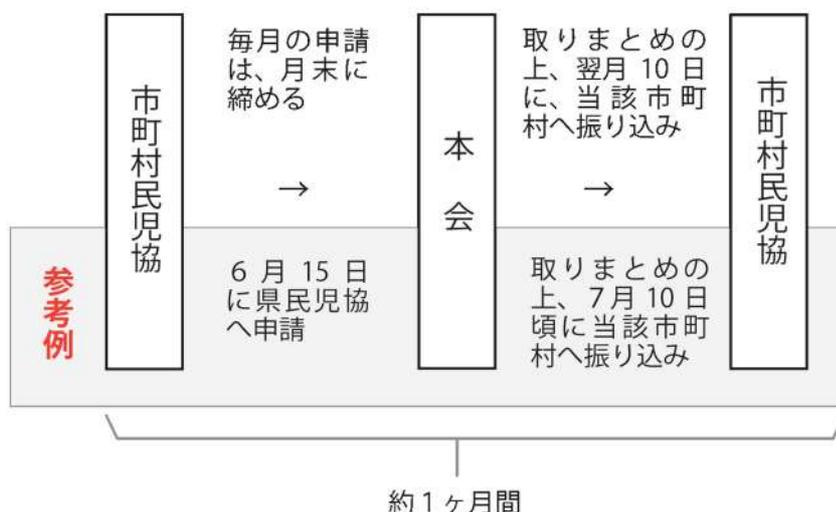
会員及びその配偶者の死亡が発生した場合の申請手続きや給付金については「公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 慶弔規程」に基づく。

1. 申請手続き

全国互助事業とあわせて、別紙様式によりご申請ください。

2. 申請流れ

「一般給付」に関する申請から給付までの流れは、下図の通り。



全国民生委員互助事業取扱要領（抜粋）

1. 弔慰、見舞又は退任慰労の種別・金額・範囲

	種 別	金 額	範 囲
公 務 関 係	(1) 死亡弔慰 公務死亡	100,000～ 200,000 円	ア. 都道府県・指定都市、市区町村、福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他の関係機関の指示による諸活動、並びに民生委員・児童委員としての職務遂行下、他人から危害を加えられた、もしくは不慮の事故による死亡又は傷害。
	(2) 傷病見舞 ① 公務傷害 ② 公務疾病	30,000～ 150,000 円	イ. 前記による諸活動の遂行が直接の原因とみられる疾病。 ウ. その他明らかに公務の遂行に起因するとみられる死亡、傷害又は疾病。
一 般 給 付	(1) 死亡弔慰 ① 一般死亡 ② 配偶者死亡	30,000 円 15,000 円	① 会員の公務以外の事由による死亡。 ② 会員と婚姻関係にある者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡。
	(2) 傷病見舞 一般傷病 ・ 療養 2 か月未満 ・ " 以上	8,000 円 10,000 円	入院、通院など発生後 1 か月以上の療養を必要とした傷病（自宅療養期間も含める） ア. 1 か月以上 2 か月未満の療養を必要とした場合。 イ. 2 か月以上の療養を必要とした場合。
	(3) 災害見舞 ・ 居宅 「全壊・大規模半壊」 「半壊」	100,000 円 50,000 円	① 会員自宅の全壊・大規模半壊 ② 会員自宅の半壊
	(4) 退任慰労 ・ 在任 3 年以上 9 年未満 ・ 在任 9 年以上 15 年未満 ・ 在任 15 年以上	3,000 円 5,000 円 7,000 円	ア. 対象者の在任期間が、 ・ 3 年以上 9 年未満の場合。 ・ 9 年以上 15 年未満の場合。 ・ 15 年以上の場合。 イ. 死亡による退任の場合は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとする。

『全国民生委員互助事業』『県民児協死亡弔慰』申請手続及び給付金額一覧表

区分	種別1	全国互助	申請手続	県民児協	申請	
公務関係	死亡弔慰	100,000円 ～ 200,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第3号「公務死亡説明書」(原本) 3. 公務死亡証明書(原本) (関係公的機関の長、若しくは当該社協会長等による) 4. 医師の発行する死亡診断書(原本)	10,000円	県民児協弔慰様式第1号	
	傷病見舞	30,000円 ～ 150,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第4号「公務傷害・公務疾病状況説明書」(原本) 3. 公務傷害・公務疾病証明書(原本) (関係公的機関の長、または当該社協会長等による) 4. 医師の発行する診断書(原本)			
一般給付	死亡弔慰	一般死亡	30,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する死亡診断書 ただし互助様式第5号「一般死亡確認書」をもって代えることができる	10,000円	県民児協弔慰様式第1号
		配偶者死亡	15,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する死亡診断書 ただし互助様式第6号「配偶者死亡確認書」をもって代えることができる	3,000円	県民児協弔慰様式第2号
	傷病見舞	1ヶ月以上 2ヶ月未満	8,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 医師の発行する診断書		
		2ヶ月以上	10,000円	ただし互助様式第7号「一般傷病確認書」をもって代えることができる		
	災害見舞	居宅 全壊・ 大規模半壊	100,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 関係官公署の罹災証明書		
		居宅 半壊	50,000円			
	退任慰労	3年以上 9年未満	3,000円	1. 互助様式第2号「給付金申請書」 2. 互助様式第8号「退任確認書」		
9年以上 15年未満		5,000円	死亡による退任の場合は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとする			
15年以上		7,000円				

※ 申請は事故発生後1年以内に全民児連に到着のこと

各申請は、市町村民児協事務局を通して行ってください。

全国申請様式は、「令和元(平成31)年度全国民生委員互助共励事業運営要綱」と「県民児協弔慰金請求書」を複写、もしくは、本会ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

千葉県民生委員児童委員協議会 TEL (043)246-6011

全国民生委員互助事業給付金申請の時宜と留意事項について【令和元(平成31)年度】

	種 別	申請できる期間 (全て発生後1年以内)	申請のタイミング	留意事項
公務関係	公務死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	発生後1年以内	<p><重度の後遺障がいや長期(180日以上)の入院を伴わない負傷の場合> 事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。</p> <p><重度の後遺障がいや長期(180日以上)の入院を伴う場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。</p>
	公務疾病見舞	発生後1年以内	<p><完治した場合> 完治後、速やかに申請してください。</p> <p><治療中の場合> 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。</p>
一般給付	一般死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日～60日)	完治後直ちに～発生後1年以内	全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。	同一事由によるものは1回のみ申請可。 全治期間の記入。
	一般傷病 療養2か月以上 (61日～)	発生から2か月经過後～発生後1年以内	治療期間が、2か月(61日)を超えた場合は、治療中でも申請可能です。 2か月(61日)を超えた時点で、速やかに申請してください。	同一事由によるものは1回のみ申請可。 全治期間(あるいは発生日～治療中)の記入。
	災害見舞(居宅) (全壊・大規模半壊) (半壊)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分(全壊、大規模半壊、半壊)、被災の年月日・種類(台風○号、▽地震、火災等)の記入。
退任慰労 (在任3年以上9年未満) (9年以上15年未満) (15年以上)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	退任年月日と在任期間の記入。	

- ① 互助給付は、あくまでも**現職の民生委員・児童委員が対象**です。
退任した民生委員・児童委員には給付できません。
- ② 傷害・疾病等により療養していた委員が退任される場合は、**退任前**に該当する見舞金の給付申請を先にしてください。そのうえで、申請月を分けて、退任慰労について申請するようにしてください。
- ③ 公務傷害・公務疾病の場合の「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから申請日時点までの通院、入院、自宅療養を含む治療日数をさします。
※治療中で申請する場合、全治期間には、「(発生日)～治療中」と記入ください。

(記入例：一般死亡)

(互助様式第2号)

(市区町村社協等→県社協等)

全国民生委員互助事業

給付金申請書

市区町村社協等名		〇〇市 民生委員児童委員協議会		担当者氏名	民生 一郎
申請種別	ア. 公務死亡	<input checked="" type="radio"/> エ. 一般死亡	カ. 一般傷病 (療養2か月未満・療養2か月以上)		
	イ. 公務傷害	オ. 配偶者死亡	キ. 災害見舞 (全壊・大規模半壊、半壊)		
	ウ. 公務疾病		ク. 退任慰労 (3年以上9年未満・9年以上15年未満・15年以上)		
会員氏名	ふりがな 民生 太郎		<input checked="" type="radio"/> 男	年齢	満 70 歳
			女	民生委員 在任延期間	5年 5か月
配偶者 又 遺族氏名		会員 との 続柄		傷病名 又は 災害名	(※無記入)
住所	〇〇市△△港 1-2-3				
上記のとおり関係書類を添えて申請します。 令和元年〇月△日 (県社協等) 公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会 (団体名) 会長 大野 トシ子 殿 (代表者名) (市区町村) 〇〇市民生委員児童委員協議会 (社協等団体名) 会長 福祉 葉子 (印) (代表者名)					
市等 区使 町村用 社協欄	給受 領 付 方 金法	<input checked="" type="radio"/> 1. 銀行振込	※※	銀行	※※ 支店
			口座番号	<input checked="" type="radio"/> 普・当) No.	1 2 3 4 5 6 7
		2. 現金		受領者名	〇〇市民生委員児童委員協議会 会長 福祉 葉子

※個人口座のご指定は出来ません。

記入上の注意

- 1) 記入にあたっては「全国民生委員互助事業取扱要領」をご参照ください。
- 2) 「申請種別」は該当するものを○でかこんでください。
- 3) 「ア.公務死亡」「エ.一般死亡」を申請する際の「配偶者又は遺族氏名」の欄は給付金受給資格者を記載し、その順位は配偶者、子、父母、祖父母としてください。
- 4) 「オ.配偶者死亡」を申請する際は「配偶者又は遺族氏名」の欄に亡くなられた配偶者のお名前を記載してください。
- 5) 受領者名は、上記イ、ウ、オ、カ、キ、クにあつては会員本人とし、ア、エにあつては配偶者又は遺族としてください。
- 6) 市町村社協等は県社協等へご送付した2号様式の写しを保管してください。